

一定規模以上の

# 盛土等の規制がはじまります

— 盛土規制法の運用開始について —

- ◎ 令和5年5月26日に「宅地造成等規制法（通称：旧宅造法）」が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が施行されました。
- ◎ 盛土規制法では「盛土」・「切土」・一時的な「土石の堆積」に関する工事が、規制区域の指定後に規制されます。
- ◎ 岐阜市では、次のとおり運用（規制）を開始する予定です。

- 1 市全域が「宅地造成等工事規制区域」**に指定されます。運用開始に伴い、旧宅造法に基づく「宅地造成工事規制区域」は廃止されます。
- 2 令和7年4月1日（火）の運用開始**です。
- 3 一定規模以上の盛土等<sup>※1</sup>は、許可が必要**です。  
 ※1) 「盛土」・「切土」・一時的な「土石の堆積」をいう。➡ [参照(杆行面)] 許可対象
- 4 令和7年4月21日（月）**までに**届出が必要**です。  
 ➡ [参照(杆面)] 運用開始（規制区域指定）日前後の取扱い【概要】
- 5 経過措置**があります。運用開始までは、旧宅造法が引き続き適用されます。「宅地造成工事規制区域」においては、従来どおりの申請等を行ってください。

## 許可対象

■土地の形質の変更（盛土・切土） **例** 宅地・駐車場・資材置き場の造成、太陽光発電施設設置 等

<p>① 盛土で高さが<b>1m超</b>の崖<sup>※2</sup>を生じるもの</p>	<p>② 切土で高さが<b>2m超</b>の崖<sup>※2</sup>を生じるもの</p>	<p>③ 盛土と切土を同時に行い、高さが<b>2m超</b>の崖<sup>※2</sup>を生じるもの（①、②を除く）</p>	<p>④ 盛土で高さが<b>2m超</b>となるもの（①、③を除く） (崖を生じないもの)</p>	<p>⑤ 盛土<sup>※3</sup>又は切土<sup>※3</sup>をする土地の面積が<b>500㎡超</b>となるもの（①～④を除く） ※3) 高さ<b>30cm超</b>に限る。</p>
--	--	---	---	--

※2) 「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

■土石の堆積（一時的なものに限る） **例** 土石のストックヤードにおける仮置き 等

<p>⑥ 最大時に堆積する高さが<b>2m超</b>かつ面積が<b>300㎡超</b>となるもの</p>	<p>⑦ 最大時に堆積する高さが<b>30cm超</b>かつ面積が<b>500㎡超</b>となるもの</p>
--	--

## 運用開始（規制区域指定）日前後の取扱い【概要】※4

運用開始前後の「許可対象」の盛土等に関する必要な手続きは、下表のとおり、区域指定時の許可取得状況・工事着手状況により異なります。

旧宅造法に基づく宅地造成工事規制区域	宅造許可・開発許可	運用開始時の工事着手状況	適用	必要手続	ケース※4
内	なし	済	—	届出※5	①
	[運用開始時]宅造許可 あり	済/未	旧法	—	②
	[運用開始時]宅造許可 申請中	未	新法	許可申請※5	③
	[運用開始時]開発許可 あり	済/未	旧法	—	④
	[運用開始後]開発許可 取得	未	新法※6	—	⑤
外	なし	済	—	届出※5	⑥
	[運用開始時]開発許可 あり	済	—	届出※5	⑦
		未	新法	許可申請※5	⑧
	[運用開始後]開発許可 取得	未	新法※6	—	⑨

※4) 具体的な取扱いについては、HP掲載の「運用開始（規制区域指定）日前後の取扱いについて【詳細】」をご覧ください。

※5) 「届出の手引き（案）」及び「許可申請の手引き（案）」については、岐阜市HPをご覧ください。

※6) 盛土規制法の許可を受けたものとみなされ、一定規模以上の盛土等を行うものは、「中間検査」・「定期報告」等の対象となります。

## Q & A

### Q1 自分の土地が規制区域に入ったら、何か手続きは必要ですか？

盛土・切土や擁壁などの工事を行わない限り、特に手続きは必要ありません。

一方で、規制区域内においては、「許可対象」の盛土等が行われた土地を常時安全な状態に維持する努力義務が土地所有者等に課せられますので、自分の土地の盛土等が周囲に危険を及ぼさないよう注意が必要です。

### Q2 「工事着手」とは、どのような段階ですか？

工事現場において、「設計図書等と照合して行う最初のくい打ち」・「地盤の掘削」等の「土地の形質の変更」又は「土石の堆積」が行われた時点です。よって、請負契約の締結・労務者の雇入れ・測量のためのくい打ち・資材の準備等は、「工事着手」とはみなしません。

### Q3 適用除外（許可不要）となる工事等がありますか？

以下等に該当する場合は適用除外（許可不要）です。

- ◎ 道路・公園・河川などの公共施設用地内で行われる工事
- ◎ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積で、「当該工事に使用する土石」・「当該工事で発生した土石」を、「当該工事の現場」・「その付近」に堆積するもの
- ◎ 農地で行われる通常の営農行為 等

### Q4 農地において、「ほ場管理のための耕起」・「けい畔の新設」等を行う場合は、適用除外となりますか？

農業委員会事務局に事前相談を行い、通常の「営農行為」の範疇に含まれるか否か確認してください。

### Q5 無許可で盛土等を行うと、どうなりますか？

悪質な場合は罰則（「最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下」・「法人に対しては最大3億円以下」）の対象となります。

## お問い合わせ先

岐阜市 まちづくり推進部 建築指導課 開発・盛土指導室

〒500-8701 岐阜市司町40番地1（庁舎17階）

[TEL]058-214-4509（室直通）

[HP] <https://www.city.gifu.lg.jp/info/machizukuri/1008055/1025292/index.html>

